

# 高齢者福祉施設等従事者等に対する PCR 検査事業実施要領

(令和3年4月21日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部)

(令和4年2月4日 一部改正)

## 第1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の重症化とクラスター化のリスクが高い高齢者及び障がい者（児）の福祉施設入所者の安全・安心を確保するため、施設内への主要な感染経路となり得る従事職員にPCR検査を行政検査として実施し、介護や支援サービスを通じた感染のリスクの低減を図ることにより、施設職員及び利用者の双方が安心してサービスを提供、享受できる環境を整えることを目的とする。

## 第2 PCR検査の実施時期、実施頻度

令和3年5月以降を実施期間とし、最大で2週間に1回、計4回とする。

ただし、感染症拡大状況や検査実施件数等を考慮し、実施期間や回数を変更する場合があるものとする。

## 第3 PCR検査の対象地域

PCR検査の対象地域は、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」と記載。）及び県保健所長が次の観点を踏まえ、総合的に決定するものとする。

- (1) 県保健所管内において、1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10人を超えており、当該状況が継続している、又は継続することが想定される地域。
- (2) 大規模なクラスターを含め、クラスターが複数発生している地域。
- (3) 高齢者施設等において、クラスターが発生している地域。
- (4) その他、新規陽性者数の増加状況などから特にPCR検査が必要であると認められる地域。

## 第4 PCR検査の対象者

次の福祉施設に勤務し利用者と接する者（業務の一部について委託を受けた者が雇用する者を含む）、次の福祉施設に併設された福祉施設の運営に従事し前者と接触する者及び当該福祉施設の運営団体に勤務しこれらの者と接触する者とする。

なお、PCR検査の実施は施設単位で行うものとする。

- (1) 高齢者福祉施設  
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- (2) 障がい者（児）施設  
障害者支援施設、グループホーム、障害児入所施設
- (3) 救護施設
- (4) 保育所等  
認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、地域型保育事業所、認可外保育施設等、放課後児童クラブ

## 第5 検査方法

- (1) 第3に基づき、本事業を実施する地域を決定した場合、本部感染症対策班社会福祉施設感染対策チーム（以下「対策チーム」と記載。）は当該地域内に所在する第4に定める施設に対し、PCR検査の実施希望の有無と必要な検体採取容器数、当該検査を担当する責任者名及び連絡先を照会してとりまとめ、当該検査に係るスケジュールを策定の上、本事業で実施するPCR検査を委託する事業者（以下「受託検査機関」と記載。）に通知

- する。
- (2) 受託検査機関は、PCR検査を希望する施設へ、検査の説明書を同封し、検体採取容器等を配送するとともに、施設が所在する地域を所管する保健福祉事務所（以下「保福事務所」と記載。）へ検体の梱包に必要な資材を配送する。
  - (3) PCR検査を実施する施設は（2）で送付された説明書に基づき、従事者等が唾液を自ら容器に採取して担当責任者が集約し、対策チームから指定された日時までに検体及び検査依頼書を保福事務所へ持参する。
  - (4) 保福事務所は、指定期日に提出された検体数と施設数を確認の上、あらかじめ送付された梱包資材に収容し、検査依頼書と併せて受託検査機関に引き渡す。
  - (5) 受託検査機関は検体を検査し、その結果を対策チームに通知する。
  - (6) 対策チームは（5）で通知された検査結果について、保福事務所へ通知する。なお、陽性者が含まれる場合は、保福事務所から施設へ連絡し、保健所は必要な対応を行う。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。